



SU Partners Tax Corporation

SUレター

早いもので今年も師走を迎えました。2020年は皆様にとってどのような1年だったでしょうか。
1年間をきちんと振り返り、新しい年に臨みたいですね。

掲載内容に関してご不明点等があれば、お気軽に当事務所までお問い合わせください。



SUパートナーズ税理士法人

神奈川県横浜市神奈川区金港町6-3横浜金港町ビル3階

TEL : 045-442-0851 / FAX : 045-453-2851

東京都港区赤坂2-23-1アークヒルズフロントタワーRoP701

TEL : 03-6435-5255 / FAX : 03-6435-5256



要チェック！

令和2年分 給与所得の源泉徴収票

給与の支払者は、令和2年中に給与を支払ったすべての受給者に対して「給与所得の源泉徴収票」（以下、源泉徴収票）を作成し、原則として令和3年2月1日までに交付しなければなりません。2020年8月号ではこの源泉徴収票について、税制改正による変更点をご案内しました。今回は当該変更点も含めて、源泉徴収票作成の際の留意点をご案内します。

出典：国税庁HP「手続名」給与所得の源泉徴収票（同合計表）【手書用】令和 年分 給与所得の源泉徴収票（PDF/262KB）
<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/antai/hoitei/pdf/r02/23100051-01.pdf>

① 給与所得控除後の金額（調整控除後）

支払金額			給与所得控除後の金額 (調整控除後)		
内	千	円	千	円	円

年末調整時に適用した給与所得控除後の金額を記載します。所得金額調整控除の適用がある場合には、その額を加味します。

例. 年収900万円で所得金額調整控除の適用がある場合

【計算（単位：円）】

- ① 給与収入 - 給与所得控除
 $9,000,000 - 1,950,000 = 7,050,000$
- ② 所得金額調整控除額
 $(9,000,000 - 8,500,000) \times 10\% = 50,000$
- ③ ① - ②
 $7,050,000 - 50,000 = 7,000,000$

支払金額			給与所得控除後の金額 (調整控除後)		
内	千	円	千	円	円
9	000	000	7	000	000

【参考：控除対象配偶者・控除対象扶養親族・16歳未満の扶養親族】

- ・年の途中で退職した受給者へ交付する源泉徴収票にも記載が必要です。
- ・受給者交付用へはマイナンバーの記載は不要ですが、税務署提出用、市区町村へ提出する給与支払報告書にはマイナンバーの記載が必要です（16歳未満の扶養親族については、市区町村へ提出する給与支払報告書のみマイナンバーの記載が必要です）。

② 基礎控除の額、所得金額調整控除額

配偶者の 合計所得	円	国民年金保険料等の金額	円	旧長期損害保険料の金額	円
		基礎控除の額	円	所得金額調整控除額	円

年末調整での所得金額調整控除や、基礎控除の適用額を記載します。ただし、適用する**基礎控除額が48万円の場合**は、「基礎控除の額」欄への**記載は不要**です。

例.基礎控除の額が48万円で所得金額調整控除額が5万円の場合

48万円のため記載不要

基礎控除の額	円	所得金額調整控除額	50,000
--------	---	-----------	--------

③ ひとり親、寡婦の記載欄

本人が障害者		寡婦	ひとり親	勤労学生
特	その他			
別				

年末調整で改正後の「寡婦」又は「ひとり親」に該当する場合に“○”を付します。

④ 摘要欄

(a) 改正前の寡婦等

改正前の「寡婦」、「特別の寡婦」又は「寡夫」に該当する**年末調整を行わない者等**については、③欄ではなく、「(摘要)」欄にそれぞれ、“旧寡婦”、“旧特別の寡婦”又は“旧寡夫”と記載します。

例. “旧特別の寡婦”の適用者（年末調整対象外）

(摘要)
旧特別の寡婦 「寡婦」及び「ひとり親」欄に「○」を付さないでください。

(b) 所得金額調整控除の該当要件

所得金額調整控除の適用がある場合、該当要件に応じて「(摘要)」欄に記載します。

要件	記載方法	
扶養親族の年齢23歳未満	○○ (調整)	〇〇氏名
扶養親族が特別障害者		
同一生計配偶者が特別障害者	○○ (同配)	
本人が特別障害者	記載不要	

ただし、扶養親族又は同一生計配偶者の氏名が「(源泉・特別)控除対象配偶者」欄、「控除対象扶養親族」欄又は「16歳未満の扶養親族」欄に記載されている場合は、記載を省略できます。

**例.10歳の子どもがいる所得金額調整控除適用者
子どもの氏名=真衣 小太郎**

(摘要)
真衣 小太郎 (調整) 「16歳未満の扶養親族」欄に記載があれば、記載省略可能

⑤ 元号記載欄

受給者生年月日の元号表記欄には、“明治”“大正”“昭和”“平成”又は“令和”と**漢字で記載**します。

中途就・退職					受給者生年月日			
就職	退職	年	月	日	元号	年	月	日

例. 昭和50年6月12日生まれの場合

受給者生年月日			
元号	年	月	日
昭和	50	6	12

【参考】国税庁「令和2年分 給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/hotei/tebiki2020/index.htm>

労務情報

マイナンバーカードの 健康保険証利用と 広がるマイナポータル活用

2020年9月1日現在のマイナンバーカード交付枚数率は全国で19.4%に止まっています。国は2020年9月よりマイナポイントの付与を開始するなど、マイナンバーカードの普及を促しています。ここでは、マイナンバーカードの今後の動きなどをとり上げます。



健康保険証としての利用が可能に

2021年3月(※)より、マイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになる予定です。マイナンバーカードを健康保険証として利用する場合には、医療機関・薬局の窓口の顔認証付きカードリーダーでマイナンバーカードを読み取り、患者の本人確認等が行われることとなります。

マイナンバーカードを健康保険証として利用する際のメリットとしては、主に以下の5点が挙げられています。

- 就職・転職・引越をしても健康保険証として引き続き使える。
- 本人が同意をすれば、初めての医療機関等でもこれまで以上に服用した薬の情報が医師等と共有できる。
- マイナポータルで自身の特定健診情報や薬剤情報・医療費情報を確認できる。
- マイナポータルを通じた医療費情報の自動入力で、確定申告の医療費控除が簡単になる。
- 限度額適用認定証がなくても、高額療養費制度における限度額以上の支払が免除される。

従業員にとっては、転職や結婚等のライフイベント時に健康保険証の発行を待たずに医療機関等を受診できることから、今後マイナンバーカードを申請し、利用するケースが増えてくることが予想されます。

※医療機関・薬局によって開始時期が異なります。

広がるマイナポータルの活用

マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには、交付されたマイナンバーカードを用いて利用の申し込みをする必要があります。この申し込みは、マイナポータル（政府が運営するオンラインサービス）により行います。

マイナポータルでは、すでに市町村の子育てや介護をはじめとする行政サービスの検索やオンライン申請、届出ができます。また、外部サイトを登録することでマイナポータルから外部サイトへのログインも可能です。例えばe-Taxとの連携による年末調整・確定申告手続き、ねんきんネットとの連携ができます。今後、マイナポータルの利用は広がっていくことが想定されます。

国はマイナンバーカードの健康保険証利用を促進するために、医療機関・薬局に対し顔認証付きカードリーダーの無償提供をしており、また、それ以外の費用についても補助を出しています。どの程度普及するかは不透明ですが、マイナンバーカードの健康保険証利用により従業員の利便性が向上する面もあることから、従業員に制度を周知するとよいでしょう。なお、これに伴い今後健康保険証が廃止されるわけではありません。